

## 平成22年度 第8回理事会

日 時 平成22年12月17日（金）16：30～

場 所 特別会議室

### I. 議 題

1. 役員及び職員の給与規程の一部改正について
2. 役員給与規程第4条に係る平成22年度の取り扱いについて（案）

### II. 報 告

1. 平成21年度決算検査報告について
2. 独立行政法人の主要な事務及び事業の改廃に関する勧告の方向性について
3. その他

### 資 料

- I-1 役員及び職員の給与規程の一部改正について
- I-2 役員給与規程第4条に係る平成22年度の取り扱いについて（案）
- II-1 平成21年度決算検査報告について
- II-2 独立行政法人の主要な事務及び事業の改廃に関する勧告の方向性について
- II-3 主要行事（2010年11月5日～12月16日）

## 役員及び職員の給与規程の一部改正について

### 1. 給与規程の改正

国家公務員においては、一般職の職員の給与に関する法律(昭和25年法律第95号)等が改正(平成22年12月1日施行)され、当所においても、国に準じた取扱いとするため、平成22年12月1日付けで役員給与規程及び職員給与規程を改正する。

### 2. 改正の主な概要

#### (1) 俸給月額等

- ① 常勤役員及び職員(概ね40歳台以上)の俸給月額並びに非常勤役員手当を引下げ。(役員 $\Delta$ 0.2%、職員 $\Delta$ 0.1%)
- ② 55歳を超える職員(特定管理職員に限る。)について、俸給等の支給額を一定率で引下げ。( $\Delta$ 1.5%)

※ 特定管理職員以外の職員については、現在、労働組合と協議中であり、協議の成立を踏まえて、追加改正を行うこととする。

#### (2) 特別給

期末手当、勤勉手当、期末特別手当の支給割合を引下げ。( $\Delta$ 0.2月分)

#### (3) 減額調整

4月からの給与較差相当分について、12月期末手当及び期末特別手当で減額調整を行う。

## 役員給与規程第4条に係る平成22年度の取り扱いについて(案)

平成22年度における役員給与規程第4条の規定の取り扱いについては、平成21年度独立行政法人評価委員会の総合評価及び人件費を巡る厳しい状況を踏まえ、前年度の取り扱いと同様に俸給の月額を増減はしないこととしたい。

## &lt;役員給与規程抜粋&gt;

(俸給)

第4条 常勤役員の俸給の月額は、次の表に掲げるとおりとする。

号俸	俸給月額
1	724,000円
2	780,000円
3	838,000円
4	917,000円

2 常勤役員の号俸は、次の各号に掲げる号俸とする。

- 一 理事長 4号俸
- 二 理事 3号俸以下

3 理事長は、前項第2号に掲げる常勤役員について、その職務の困難度、業務に対する貢献度等を総合的に勘案して、号俸を決定する。

4 理事長は、役員の業績を考慮して必要があると認めるときは、常勤役員が受けるべき俸給の月額を増額し、又は減額するものとする。

附 則[平成20年4月1日20森林総研第5号]

(俸給月額の特例)

3 独立行政法人森林総合研究所法(以下「法」という。)附則第13条第2項に規定する理事のうち独立行政法人森林総合研究所組織及び事務分掌規程(13森林総研第47号)第135条の5第2項の規定により森林農地整備センター所長を兼ねる者については、第4条第2項の規定にかかわらず、4号俸とすることができる。

4 法附則第13条第1項に規定する監事の俸給月額は、1号俸とする。

## 平成21年度決算検査報告について

「平成21年度決算検査報告」（以下、「報告」という。）については、去る11月5日に会計検査院から内閣に報告され、11月19日に内閣から国会に提出されたところです。当法人に対しても、去る12月10日に全独法合同の説明会の場で手交、説明がありました。

報告において指摘がある事項中、当法人が関係するものについては、以下のとおりですので、留意の上で、業務に的確に反映させるようお願いします。

- 1 会計監査人の選任及び業務執行関係に関して、適正の確保を求めるもの  
＜選任に当たっての公正性の確保（過剰に制限的な審査項目）、十分な会計監査期間の確保（財務諸表提出後、監査報告までの適正な期間の確保等）など  
＞別添（既報告）のとおり。
- 2 受託者の適正な業務の執行に関して、適正の確保を求めるもの  
＜虚偽の内容の支出書類の作成、「預け」「差替え」「翌年度納入」等支出の不適正、不要又は過大な高額機器の購入、「生活費」部分の受託費用への算入請求（受託以前の会計処理との比較で露見）、維持管理業務等の従事者の人件費単価適用の不適切や勤務状況等実績と異なる精算など  
＞H16の法改正に伴い、「再受託先」（の公益法人や企業等）についても検査対象とされ、独法等もその積算や発注が不適切であるとして共に指摘を受ける傾向にあり、自ら事業実行する場合と同様の注意が必要。
- 3 公共事業の執行に関し、費用対効果のB byCの根拠が不明確  
＜公共事業の事前、事後等に行われる費用対効果の検証に関し、その計算手法の不適正（交通渋滞時の古いデータ等を用いて効果を過大に見込む等）ないし根拠の亡失（記録がなく、再検証が不可能）など  
＞費用対効果の計算については、過去に遡って検証が可能となるよう、採用した因子の根拠等も含めて完了後評価まで検証可能な形で保存が必要。
- 4 引き続き、独立行政法人の入札の改革の徹底  
＜出先での少量分散発注（車検の集中一括発注による負担軽減等）、特別縁故公益法人との（入札資格の制限等を通じた事実上のものを含む）競争性のない発注など  
＞引き続き、ロットの拡大、競争性の確保等適正化に努力。

(別添)

「平成21年度決算検査報告」指摘事項

○検査事項名： 独立行政法人及び国立大学法人における会計監査人の監査状況について

○検査の概要： 独立行政法人及び国立大学法人の全165法人について、会計監査人が行う監査の状況に関し、目的等に照らして成果を挙げているか、問題点又は改善すべき点がないか等の観点で検査を行った。

○指摘事項： ①会計監査人の選定に当たり、審査項目を定めて選定しているが、「独立行政法人会計基準等の策定に関与した実績」を当該審査項目に加えていた。

(注) 検査対象年度は指摘のとおり。21年度決算(22年度の業務運営時点)で改善済み。

②会計監査契約で、財務諸表の提出期限と監査報告書の提出期限を明記しているが、前者から後者までの期間が4週間未満と短期間になっていた。

(注) 検査対象年度は指摘のとおり。21年度決算(22年度の業務運営時点)で改善済み。

③会計監査人に財務諸表を提出する際にしかるべき機関決定を行っていなかった。

(注) 現状も指摘のとおり。22年度決算(23年度の業務運営時点)で改善の予定。

政委第30号

平成22年11月26日

農林水産大臣  
鹿野道彦 殿

政策評価・独立行政法人評価委員会

委員長 岡 素 之

独立行政法人の主要な事務及び事業の改廃に関する  
勧告の方向性について

今般、当委員会は、貴省所管の独立行政法人（独立行政法人農林水産消費安全技術センター、独立行政法人種苗管理センター、独立行政法人家畜改良センター、独立行政法人水産大学校、独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構、独立行政法人農業生物資源研究所、独立行政法人農業環境技術研究所、独立行政法人国際農林水産業研究センター、独立行政法人森林総合研究所及び独立行政法人水産総合研究センター）の主要な事務及び事業の改廃に関して勧告の方向性を別紙のとおり取りまとめました。

今後、貴省におかれては、本年の予算編成過程において、この勧告の方向性の趣旨が最大限いかされるよう見直しを進めていただき、最終的な見直し内容を決定した際には、当委員会に通知していただくようお願いいたします。

なお、当委員会としては、今後、当該法人の新中期目標・新中期計画の策定等に向けた貴省、当該法人及び貴省独立行政法人評価委員会の取組を注視し、必要な場合には、独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）に基づく勧告を行うこととしております。引き続き、当委員会の審議に御協力いただきますよう、よろしくお願いいたします。

## 独立行政法人森林総合研究所の主要な事務及び事業の改廃に関する 勧告の方向性

独立行政法人森林総合研究所（以下「森林総合研究所」という。）の主要な事務及び事業については、独立行政法人として真に担うべきものに特化し、業務運営の効率性、自律性、質の向上を図る観点から、国の財政支出の縮減にもつながるよう、以下の方向で見直しを行うものとする。

### 第1 事務及び事業の見直し

#### 1 森林・林業分野の試験及び研究業務の重点化等

##### (1) 森林・林業分野の試験及び研究業務の重点化

森林総合研究所の森林・林業分野の試験及び研究業務については、森林・林業政策上の優先事項を踏まえて、社会ニーズの把握や成果の社会還元を重視しつつ、研究課題の重点化を図るものとする。

その際、公立林業試験場等との役割分担を踏まえ、独立行政法人が真に担うべき業務に限定し、森林総合研究所としての独自性を発揮するものとする。

##### (2) 「森林の保健・レクリエーション機能等の活用技術の開発」の研究の廃止

上記(1)の重点化を踏まえ、「森林の保健・レクリエーション機能等の活用技術の開発」の研究については、平成22年度限りで廃止するものとする。

##### (3) 地球温暖化対策の研究課題の役割分担

森林・林業分野の温室効果ガスの影響効果、温室効果ガス削減効果等の地球温暖化対策に向けた研究については、環境分野の研究における森林・林業部門の占める割合が大きく、また、他の研究機関においても関連する研究が行われていることから、今後とも他の研究機関の研究課題との重複の排除を図りつつ、連携を強化するものとする。

## 2 水源林造成事業の見直し

水源林造成事業においては、事業に係る経費の財源の一部が借入金で賄われ、その借入金の償還財源は、分収造林契約による将来の造林木販売収入を充てることを見込んでいる。一方、造林木販売収入の基礎となる立木価格は、近年下落傾向が続いており、将来の借入金償還財源の不足が懸念されることから、水源林造成事業に係る経費については、分収造林契約に基づく将来の造林木販売収入を適切に見積るなど、事業の収支バランスに係る試算を不断に見直すとともに、公益的機能発揮の確保に必要な森林施業のコストの削減に向けた取組を徹底するものとする。

## 3 特定中山間保全整備事業の廃止

特定中山間保全整備事業については、やむを得ない理由がない限り平成25年度中に、現在実施中の区域の事業完了をもって廃止するものとする。

## 4 農用地総合整備事業の廃止

農用地総合整備事業については、やむを得ない理由がない限り平成24年度中に、現在実施中の区域の事業完了をもって廃止するものとする。

## 5 林木原種（種苗）の配布収入の拡大

都道府県に配布をしている林木の原種の配布価格については、現在、林業用種苗の市場価格と同程度の価格設定としているところであるが、優良種苗の普及及び都道府県のニーズに配慮しつつ、生産コストの検証も行った上で価格の設定を行い、林木原種の配布収入の拡大を図るものとする。

## 6 特許収入の拡大

特許収入に比し、権利維持費用が高い状況がみられることから、特許収入につながる可能性の判断を厳格にする等により、保有コストの低減を図るとともに、技術移転活動を活性化し更なる特許収入の拡大を図るものとする。

## 第2 組織等の見直し

### 1 試験林の設置の見直し

全国93か所に設置している試験林について、平成22年度までに3割削減を予定（21年度までに24か所廃止）している。引き続き、研究課題の変更等に併せて試験林の設置の見直しを行うものとする。

### 2 森林農地整備センターの現場組織の縮減・廃止

森林農地整備センターの現場組織については、特定中山間保全整備事業及び農用地総合整備事業の各区域の事業完了に併せて、縮減・廃止を行うものとする。

### 3 森林農地整備センター本部及び関東整備局の見直し

森林農地整備センター本部及び関東整備局については、事務・事業の効率化及び経費の削減の観点から、森林総合研究所本所との統合を含め、移転・共用化を検討したうえで、行うものとする。

### 4 地方整備局及び水源林整備事務所の見直し

水源林整備事務所については、事務・事業の効率化及び経費の削減の観点から、地方整備局への統合・集約化による縮減を行うとともに、森林総合研究所支所（5か所）等の施設との共用化を検討するものとする。

### 5 水源林造成事業の実施主体

当分の間、森林総合研究所で継続実施することとされている水源林造成事業については、将来の実施主体の検討を早急に進め、結論を出すものとする。

## 第3 保有資産の見直し

### 1 実験林の見直し

連光寺実験林（多摩市）、島津実験林（京都市伏見区）及び宇治見実験林（京都市伏見区）については、当該実験林における試験調査等の早期終了、別の試験地の確保並びに隣接所有者との調整等、所要の措置を講じた上で、島津・宇治見実験林は、国への返納措置又は売却を行うものとする。また、連光寺実験林は、国への返納措置又

は売却を検討するものとする。

## 2 奈良水源林整備事務所の見直し

奈良水源林整備事務所（奈良市）については、上記第2による見直しを行い、また、建物の老朽化をも考慮しつつ国への返納措置又は売却を検討するものとする。

## 3 職員宿舎の見直し

職員宿舎8号（杉並区）、成宗分室（杉並区）及び職員共同住宅（盛岡市）については、国への返納措置又は売却を行うものとする。また、その他の職員宿舎については、事業の縮小に伴う人員の状況に応じ、必要性の乏しいものについて、順次、国への返納措置又は売却を行うものとする。

## 4 いずみ倉庫

いずみ倉庫（福島市）については、地価及び賃貸料の動向等の費用対効果を踏まえ、国への返納措置又は売却を検討するものとする。

# 第4 業務全般に関する見直し

上記第1から第3に加え、業務全般について以下の取組を行うものとする。

## 1 効率化目標の設定等

管理部門の簡素化、効率的な運営体制の確保、アウトソーシングの活用等により業務運営コストを縮減することとし、一般管理費及び事業費に係る効率化目標について、これまでの効率化の実績を踏まえ、同程度以上の努力を行うとの観点から具体的な目標を設定するものとする。

なお、一般管理費については、独立行政法人に無駄遣いがあるのではないかとの厳しい批判があることを踏まえ、経費節減の余地がないか自己評価を厳格に行った上で、適切な見直しを行うものとする。

また、官民競争入札等の積極的な導入を推進し、業務の質の維持・向上及び経費の削減の一層の推進を図るものとする。

## 2 給与水準の適正化等

給与水準については、国家公務員の給与水準も十分考慮し、手当を含め役職員給与の在り方について厳しく検証した上で、目標水準・目標期限を設定してその適正化に計画的に取り組むとともに、その検証結果や取組状況を公表するものとする。

また、総人件費についても、政府における総人件費削減の取組を踏まえ、厳しく見直すものとする。

## 3 契約の点検・見直し

契約については、「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」（平成21年11月17日閣議決定）に基づく取組を着実に実施することにより、契約の適正化を推進し、業務運営の効率化を図るものとする。

この場合において、研究・開発事業等に係る調達については、他の独立行政法人の事例等をも参考に、透明性が高く効果的な契約の在り方を追求するものとする。

また、密接な関係にあると考えられる法人との契約に当たっては、一層の透明性の確保を追求し、情報提供の在り方を検討するものとする。

## 4 保有資産の見直し等

(1) 保有資産については、上記第3に掲げるもののほか、引き続き、資産の利用度のほか、本来業務に支障のない範囲での有効利用可能性の多寡、効果的な処分、経済合理性といった観点に沿って、その保有の必要性について不断に見直しを行うものとする。

また、独立行政法人の資産の実態把握に基づき、法人が保有し続ける必要があるかを厳しく検証し、支障のない限り、国への返納等を行うものとする。その際、今後、総務省政策評価・独立行政法人評価委員会から独立行政法人の業務実績に関する評価の結果等の意見等として各府省独立行政法人評価委員会に通知する事項を参考にするものとする。

(2) また、特許権については、上記第1に掲げるもののほか、特許権を保有する目的を明確にした上で、当該目的を踏まえつつ、登録・保有コストの削減及び特許収入の拡大を図るものとする。

## 5 内部統制の充実・強化

内部統制については、更に充実・強化を図るものとする。その際、総務省の独立行政法人における内部統制と評価に関する研究会が本年3月に公表した報告書（「独立行政法人における内部統制と評価について」）及び、今後、総務省政策評価・独立行政法人評価委員会から独立行政法人の業務実績に関する評価の結果等の意見等として各府省独立行政法人評価委員会に通知する事項を参考にするものとする。

## 6 その他

複数の候補からの選択を要する事業の実施に当たっては、第三者委員会を設置するなど適切な方法により事前・期中・完了後の評価を行い、評価結果を事業の選定・実施に適切に反映させることにより、事業の重点化及び透明性の確保に努めるものとする。

また、事業の目的を踏まえつつ、受益者負担の適正化、寄附金等による自己収入の確保に努めるものとする。

## 主要行事(2010年11月5日~2010年12月16日)

月 日	行事内容	出席者
11月5日(金)	第7回理事会 農林水産技術会議事務局松田研究総務官視察	理事長、各理事、各監事(欠 龍 監事) 理事長、企画・総務担当理事、研 究担当理事
8日(月)	第4回事業運営会議 2010年若手外国人農林水産研究者表彰式	理事長、企画・総務担当理事、森 林農地整備センター所長、森林業 務担当理事、滑志田監事 研究担当理事
8日(月) ~9日(火)	TARC-JIRCAS 40周年記念国際シンポジウム	研究担当理事
10日(水)	全農林労働組合中央本部(執行委員長ほか会見) 研究評議会	理事長、企画・総務担当理事、研 究担当理事 理事長、企画・総務担当理事、研 究担当理事、林木育種センター 所長、森林農地整備センター所 長、森林業務担当理事、林監 事、龍監事
11日(木)	第2回研究所会議	理事長、企画・総務担当理事、研 究担当理事、林木育種センター 所長、森林農地整備センター所 長、森林業務担当理事、林監 事、龍監事
13日(土) ~14日(日)	樹木医学会第15回大会	理事長
15日(月)	第2回樹木医審査委員会	理事長
16日(火)	食のブランドニッポン2010 外来生物法施行状況評価検討会	理事長、企画・総務担当理事 研究担当理事
17日(水)	第8回環境研究シンポジウム 平成22年全国林業経営推奨行事賞状伝達・贈呈式	理事長、研究担当理事 企画・総務担当理事
18日(木) ~19日(金)	自然再生専門家会議現地調査	理事長
18日(木)	シンポジウム「木質バイオマス利用のさらなる拡大に向け て」 全国木材チップ工業連合会創立50周年記念式典	企画・総務担当理事 企画・総務担当理事
22日(月)	第9回日本農学進歩賞授賞式・受賞者講演会	理事長
23日(火)	第49回農林水産祭式典	理事長
25日(木) ~26日(金)	第10回環境研究三所連絡会議	理事長

月 日	行 事 内 容	出 席 者
25日(木)	バイオマス火力発電設備他視察  (独)理化学研究所横浜研究所設立十周年記念講演会	企画・総務担当理事  研究担当理事
30日(火)	(社)大日本山林会設立総会	理事長
12月3日(金)	農林水産省独立行政法人理事長懇談会  独立行政法人、特殊法人等監事連絡会第7部会	理事長  龍監事、滑志田監事
6日(月)	庁議  シンポジウム「持続可能な森林経営のための基準・指標 - 地域レベルへの適用 -」	理事長  研究担当理事
8日(水)	総合的学習(つくば市立高崎中学校)	理事長
9日(木)	独立行政法人労使懇談会	理事長
10日(金)	平成21年度決算検査報告説明会  外来生物法施行状況評価検討会  日本森林学会理事会	企画・総務担当理事、滑志田監事  研究担当理事  研究担当理事
15日(水)	国際シンポジウム「中国の森林・林業・木材産業のゆくえ」  全国水源林造林協議会連合会 予算対策理事会	理事長、企画・総務担当理事、研究担当理事、林監事  森林農地整備センター所長、森林業務担当理事